改正後

別表（第二条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一五
	規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の五
（略）	（略）	（略）
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の二五
（略）	（略）	（略）
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五
	（略）	（略）
	規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の〇
	（略）	（略）
	規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の二〇
	（略）	（略）
	規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三五

改正前

別表（第二条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の二〇
	規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一〇
（略）	（略）	（略）
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の二〇
（略）	（略）	（略）
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	（略）	（略）
	規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の五
	（略）	（略）
	規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一五
	（略）	（略）
	規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の二〇
	規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三〇

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。